

令和5年度第2回伊予市障がい者福祉計画策定審議会 会議録

- 日 時 令和5年12月15日（金）  
午後3時～午後4時45分
- 場 所 伊予市総合保健福祉センター2階 第2・第3活動室
- 出席者  
（委員） 藤田 正明委員、上本 昌幸委員、水田 恒二委員  
福島 久子委員、矢野 雄大委員、水本 説男委員  
阿部 富美委員、田中 大祐委員、西村 幸委員  
仲神 正人委員、森川 美恵子委員、空岡 直裕委員  
太森 真喜恵委員、小倉 直子委員、相原 勝委員
- （事務局） 米湊 明弘福祉課長、小笠原 聡子福祉課長補佐  
松林 明子福祉課係長
- （欠席者） 井上 寛規委員
- 次 第 1 開会  
2 議題  
（1）事業所・団体・保育所及び幼稚園等アンケート調査結果  
について  
（2）第7期障がい福祉計画素案について  
（3）第3期障がい児福祉計画素案について  
（4）その他（意見交換）  
3 次回の審議会について  
4 閉会



2ページをご覧ください。事業所アンケート調査結果について説明いたします。

(1) 提供しているサービスについて、回答いただいた17の事業所の現在実施しているサービスの種類、令和4年度の1年間の利用者数、その内の市内の利用者数等の結果をまとめております。市内には放課後等デイサービス、児童発達支援などの障害児通所支援関係の事業所が多くなっております。

また3ページの(2)サービスの受入について、利用者からの依頼に対して受入ができなかったことがあるかについて、「ある」と回答した事業所が9件、「ない」が7件と約半数近くで「ある」と回答がありました。また、その受入できなかったサービスやその理由についてもお聞きしたところ、「希望される時間に利用が集中し、利用時には定員に達していた」「事業所では対応できない困難なケースだった」の理由で回答がありました。

4ページになります。

(3) 事業を運営していく上での問題点・課題について、「職員の確保が難しい」が12件と最も多い回答となっており、次いで「事務作業が多く煩雑である」が7件となっております。約3分の2の事業所で、職員の確保が難しいと人材確保の面で課題があると回答があり、先ほどのサービスの受入ができなかったところにも繋がっているのではと想定しております。

また、行政等の関係機関からの支援で最も必要なものについて、「行政との情報共有」「職員の研修、職業訓練への支援」等の回答がありました。

続いて5ページになります。

(4) 合理的配慮の提供について、利用者から合理的配慮の申し出が「ある」と回答した事業所が7件、「ない」が10件となっております。また、「ある」と回答した事業所に事例をお聞きしたところ、作業環境への個別対応、作業する日課表の作成、また、コミュニケーションの取り方については絵図を用いる、手話でするなど個別対応をしている、という回答をいただいております。

また、来年の4月から民間の事業所においても合理的配慮の提供が義務化されるにあたりどういったことが課題になるかについて、「人員や時間の確保」が13件と最も多くなっております。次いで「従業員の障がいに対する理解」となっております。

では6ページからは団体アンケート調査結果について説明します。

(1) 団体について、回答いただいた3団体様の概要について記載しております。

(2) 活動等について、「地域と一緒にいることや、地域に向けて行っていること」では研修やレクリエーションでそれぞれ3件、相談や交流支援をしているが2件となっております。また「活動を行う上で困っていること」では「新しいメンバーが入らない」が3件、「リーダーが育たない」「市民に情報発信をする場や機会が乏しい」「支援を必要とする人の情報が得にくい」との回答がありました。

続いて7ページになります。

(3) 障がい者やその家族からの相談について、多かった相談内容については「障がい者サービスや制度に関すること」「地域での生活について」でした。

(4) 障がい者にとって暮らしやすいまちになるために必要な取組について、最も多い回答は「総合的な相談体制の充実」でした。

続いて8ページになります。保育所及び幼稚園等アンケート調査結果について説明をいたします。

(1) 配慮を要する園児について、それぞれの園で「気になる行動をする園児」「療育が必要と思われる園児」「児童発達支援を利用している園児」「言葉の教室を利用している園児」の数を各年齢ごとに算出した結果を取りまとめております。合計の欄をご覧ください

「気になる行動をする園児」について各施設の合計は約100人、「療育が必要と思われる園児」は54人、「児童発達支援を利用している園児」は27人、「言葉の教室を利用する園児」は22人。重複も含まれておりますが、合計で203人の対象園児がいるという回答となっております。

入所園児数に対する割合の算出もしております。

まず各施設の令和5年8月1日現在の年齢別の入所園児数に対して、先ほどの人数の割合を表に記載しております。合計の欄をご覧ください。

「気になる行動をとる園児」の割合は全体の14.5%、「療育が必要と思われる園児」の割合は7.8%、「児童発達支援を利用している園児」の割合は3.9%、「言葉の教室を利用している園児」の割合は3.2%という結果となっており、こちらも合計に関しては重複している園児も含まれておりますが、29.4%という割合が出ておりました。

9ページでは「配慮を要する園児」の中で最も数が多かった「気になる行動」の内容について、もう少し細かく回答をいただいております。最も多い項目は「切り替えが難しい」が51人、次いで「不思議な行動や情動行動が見られる」が47人、「何となく他の子とは違う、育ちが遅いと感じる」が45人となっており、総合計は516人という結果でした。

こちらについては令和2年、平成29年に同様の調査をしており、その数と比較をしております。令和2年では800人、平成29年は298人となっております。数自体は令和2年からは減っていますが、回答いただいた施設の数が違っており、今回の調査では14施設から回答があったうちの516人となっており、令和2年は17施設から回答があったうちの800人となっており、1施設当たりの人数を簡単に平均すると同等程度の割合となっております。

続いて10ページになります。

(2) 配慮を要する園児やその保護者に対する対応や支援について、「保育内容についての個別面談の実施」が9件と最も多く、次いで「障がい児専門機関等に関する情報提供」が7件という結果となっております。また「配慮を要する園児の支援で困っていること」では、「職員が足りず十分関われない」が8件、「保護者の理解や協力が得られない」が7件と、それぞれ高くなっております。

続いて11ページです。

(3) 今後必要な支援について、「配慮を要する園児への対応や支援で必要なことやあれば良いと思うこと」の結果として、「職員の増加」が12件と最も多く、次いで「専門機関との連携強化」が10件となっております。

12ページは「合理的配慮に関する企業調査結果について」まとめておりますので説明をさせていただきます。こちらの調査については、障がい者雇用、企業における合理的配慮の実態や認知度について把握をするため、今回初めて調査を実施しております。市内の事業所24件に配らせてもらいました。

調査票の記入者では、経営者役職者が8件、次いで人事や労務関係の方の回答が3件となっております。職種に関してはグラフにある結果となっております。また従業員数について10人未満が5件と最も多くなっております。

13ページをご覧ください。

(2) 障がい者の雇用について、「現在、障がいのある人を雇用しているか」に対し、「現在雇用している」と回答した事業所は2件となっております。「過去に雇用していたが現在は雇用していない」が1件、「一度も雇用したことがない」が9件となっております。

雇用のきっかけについては、「障がい者の方から応募があった」「障害者就労支援機関等からの働きかけや紹介がきっかけだった」ということで回答がありました。

「一度も雇用したことがない」と答えた事業所に対し、障がいのある人を雇用していない理由についてお聞きしたところ、「障がい者をサポートする人員・体制が不十分」が6件と最も多く、次いで「従業員の増員が難しい」「業務内容が障がい者に適していない」という回答がありました。

14ページです。

(3) 合理的配慮について、「障害者差別解消法を知っていますか」に対し、「詳しい内容まで知っていた」は2件、「名前は知っていたが詳細は知らない」が8件、「聞いたこともない」が2件となっております。

また「障害者差別解消法の改正により、事業者の合理的配慮が義務化されることを知っていましたか」に対し、「知っていた」が6件、「知らなかった」が6件となっております。

「事業者の合理的配慮が義務化されるにあたっての課題」に対し、「従業員等の障がいに対する理解」が9件と最も多く、次いで「人員や時間の確保」が2件となっております。

調査結果の報告については以上となります。

阿部議長  
委員

ただいまの説明についてご質問ご意見はございませんでしょうか？

情報発信についてです。様々な情報があるなかで、障がいのある人に関する情報はなかなか外に出づらいなと感じています。もっと地域や企業等に理解してもらうためには、情報発信が重要だと感じます。

また気になる子どもの行動については、子どもが小さいうちは、その特性は様々あるかと思えます。早期にそうした気になる子を見つけることは重要だと思いますが、早くからレッテルを貼ってしまう、ということにならないよう、慎重にしてほしい面もあります。私も以前、言葉の教室を設営する際に、色々な所で勉強させていただきました。その時の経験からもレッテルを貼ることにつながらないようにすることも大事かと思えます。

事務局

貴重なご意見ありがとうございます。まず、情報発信についてですが、今回企業へアンケートをした結果見えてきたことでは、やはり障がい者の方をサポートする人員体制が不十分ということ。おそらく、どういった対応をすればいいのかがわからないと答えた企業も多いと感じております。ですので、企業の方に限らずですが、障がい者への理解について、合理的配慮とは一体どういったものかについて、パンフレット等を利用した啓発を続けてまいりたいと思っております。

気になるお子さんへの対応ですが、市でもまずは1歳半健診そして3歳児の健診を通じて、気になる子どもさんに対してフォローの体制をとっております。早くからそういうふうを決めてしまう、というわけではなくて、巡回相談員による保育所や幼稚園を訪問し、気になる点はこういったことかを確認しながら、必要な療育に繋げていくという体制をとっておりますので、今後もきめ細やかな配慮をしながら対応していきたいと思っております。貴重なご意見ありがとうございます。

委員

先ほどの質問にも関係していますが、気になる子どもの行動についての集計結果で、公立、私立とそれぞれの結果について、何か分析の違いはありますか。

また、合理的配慮に関する企業調査の中で、事業者自身が合理的配慮の義務化に対する課題がありました。普段、行政としても取り組んでいる障がいに関する周知とは異なる、今後の配慮や対策へのヒントみたいなものがこの調査であれば教えてください。

ジャパンインターナショナル総合研究所

公立、私立、認定こども園の内訳については、調査結果のとりまとめ結果を便宜上分けておりますが、あまり公立だから・・・私立だから・・・との視点に重きを置いて分析をしているものではないので、回答の差に対する明確な答えは今のところ把握していません。ただ回答頂いた施設の母数がそもそも違っているので、そこでの差はあるかと思えます。

企業に対する周知に関してですが、市民に対しては様々な周知活動をされているなかで、障がいに対する理解やそういう見聞きすることは、昔に比べたらすごく進んでいるとは思っています。ただやはりこの合理的配慮というのは、実際に障がいのある方に対して、一緒に働くケースやその人から合理的配慮の提供が求められた時にどういうことをしたらいいのかという、もう一歩進んだ理解が必要になってくるのかなと思います。今後の周知についても、例えば障がいのある人はこういうことですよという側面だけではなく、こういうことがあるからこういう支援が必要な人がいます、のような、具体的なケースをもっと広めていくことが必要のかなと、今回の調査で感じているところです。

委員

学校現場での合理的配慮について教員は認知しております。合理的配慮については、保護者からの要望や学校側の提案等に基づいて、できること、できないことを話し合っています。それについては個別支援計画のなかでこれまで引き継がれていますが、最終的に教育課程を終えて就職する際には、果たしてそれがどこまで活かされているのかは分かりません。保護者の方や特別支援学校から企業側に提供がされていたりするかもしれませんが、今後は、そうした就職の際の活用についても検討が必要になってくると思います。

阿部議長

合理的配慮の調査は企業に実施したかと思いますが、その結果を持って来年度以降何か市で予定していることなどはありますか。

事務局

今回のアンケートを配らせていただいた時に、合理的配慮とはこういうことですよ、ということを示しただけ説明した冊子も入れさせていただきました。パンフレット等を使いながら、こういったことをお願いいた



しますということは啓発をしていきたいと思っています。

阿部議長

他に何かございませんか。他になければ、「第7期障がい福祉計画素案」について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは素案についてご説明させていただきます。

その前に前回の審議会でのご意見を基に追加したところがありますのでご説明させていただきます。資料16ページですが、「(8)義務教育段階の障がい児の状況」のところに通級指導教室の利用者数の推移、特別支援学校の在籍者数の推移を追加しております。ご確認いただけたらと思います。

それでは、資料37ページをご覧ください。

ここからは、障がい福祉計画における成果目標を記載しています。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行については、「令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。」この、2つの国の基本指針に基づきまして、第7期計画における目標設定を令和8年度末時点の地域生活移行者数を4人、令和8年度末時点の施設入所者の削減数を4人と設定しています。

目標達成のための方策として、施設や病院から地域生活へ移行できるよう、本人の希望を尊重するとともに自立状況も見ながら、必要な障害福祉サービスの確保に努めてまいります。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、国の基本指針における成果目標は、「精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上、精神病床における1年以内の長期入院患者数の設定、精神病床における早期退院率：入院後3か月時点68.9%以上、入院後6か月時点84.5%以上、入院後1年時点91.0%以上」となっております。

第7期計画における目標としては、平成30年度に自立支援協議会において協議の場を設置した精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、引き続き協議の場を継続していきます。

(3) 地域生活支援の充実について、地域生活支援拠点が有する機能の充実についてですが、障がい者、障がい児が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組

み作りのため、伊予市ではそれぞれの事業所と連携を図り、機能を分担し合う面的整備型の地域生活支援拠点を整備しているところです

第7期計画において、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築を進め、年に1回以上、自立支援協議会で状況確認をしていくこととします。

また、強度行動障害を有する人に対して、令和8年度までに支援ニーズや課題を把握し、体制の整備を進めていくこととします。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等について、第7期計画における目標設定をしております。こちらは国の指針に基づき目標を設定しており、令和8年度中の一般就労移行者については、令和3年度実績の1.28倍以上となっておりますので、目標は7人としております。また、令和8年度における就労定着支援利用者数は5人と設定しております。就労定着率7割以上の事業者数については、現在、市内に就労定着支援事業所はありませんので、今後の動向に応じて設定していくこととします。

(5) 相談支援体制の充実・強化等について、国の指針では令和8年度末までに基幹相談センターを設置することとなっております。現在伊予市には基幹センターである「障害者相談支援センター」を中心に支援しているところですが、今後も相談支援体制の強化を図っていきます。また、協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発、改善を行うこととなっておりますが、これにつきましては、既存の伊予市自立支援協議会の各部会を活用し、協議を行っていくこととします。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築について、障害福祉サービス等に係る各種研修に職員が参加するなど、サービスの質を向上させるための体制充実強化を図っていきます。

資料45ページからは、障害福祉サービスの見込み量と確保についての記載となっております。目標値につきましては実績を基に設定しておりますので、こちらについてはジャパン総研の方から説明をお願いいたします。

ジャパンインターナショナル総合研究所

それでは資料49、50ページをご覧ください。

第7期計画の各サービスの令和6年から令和8年の3か年の見込みを記載しております。基本的にこの算出根拠として、令和2年から令和5年の実績をもとにその伸び率や1人当たりの利用量を勘案しながら算出の方を行っております。個別のサービスごとに、年度によって増減はありますが、基本的に今後3年間の利用見込みについては、第6期と同等程度もしくは増えるように見込んでおります。

今回国の指針で記載方法が変わったところがありますので説明いたします。

生活介護の下に「(うち重度障がい者)」、自立訓練(生活訓練)の下に「(うち精神障がい者)」の欄があり、他にも記載が必要となったサービスには記載をし、見込みについても算出しております。

就労選択支援は令和7年10月から新しく始まるサービスとなっておりますので令和6年の見込みは立てておりません。

また共同生活援助は介護サービス包括型、外部サービス利用型、日中サービス支援型の三つの分類に組み立てております。分類については46ページに記載しておりますのでご確認ください。

重度障がい者の定義は50ページの一番下に記載をしております。

事務局

(4) 障害福祉サービスにおける確保の方策について、訪問系サービスについては、現在市内にあるサービス事業所の拡大、支援者の確保に向けて愛媛県が実施する人材確保促進事業等を活用し、人材の確保を支援していくこととします。

日中活動系サービスについては、既存の市内の事業所、近隣市町の事業所と連携を図り、障がいのある人の希望や特性に応じた多様な活動の場の整備、そしてサービスが受けられる体制を確保していきます。

居住系サービスについては、現在市内には2か所のグループホームがあります。親亡き後の生活や地域移行を見据えた受け皿として、今後もグループホームの設置に向けて働きかけていきます。

相談支援については、利用者が適切に相談支援事業所を利用できるよう基幹相談支援センターを中心とした人材育成・体制の充実に努めていきます。

阿部議長  
委員

ただいまの説明について何かご質問等ございますか。

相談支援をさせていただいております。審査会で事例を伺うと、なかなか支援が大変な強度行動障がいの方の症例等もいらっしゃったような記憶があります。そうすると行動援護のサービスの目標値がないのは疑問かな、と思います。併せて、合理的配慮に関する調査で希望することで、3番目に多い回答として「検査・診断の充実」が挙げられていました。合理的配慮やサービスの支給決定については、やはりアセスメントが適切であって、それに対して適切な対応ができる、ということが根本にあります。子どもから高齢者、また中途障がい等の様々な支援をしてきた医療拠点もあるので、十分にアセスメントできる力が伊予市の中にはあるかな、と思います。そこがさらに詳しく、丁寧に、現実的に対応可能なアドバイス等がもらえるようになれば、ありがたいなと思います。

委員

合理的配慮については、その人の特性がわかってないと合理的な配慮としてどんなことすればいいかわかりません。例えば、高次脳機能障がいの疑いで外来に来た方のケースです。職場で裏方の作業から、対人関係を必要とする部署に異動になり、その辺りから職場に来なくなった、との相談でした。事業所や家族に対しても色々と話を聞いたり、検査もした結果、SD（自閉スペクトラム）があることが分かった。SDの特性として対人関係が苦手である、そのことが分かって、職場も以前の裏方の業種に戻してもらったそうです。これは合理的配慮の提供の事例として正しいと思います。そういう意味で、やはりその人の特性とか障がい特性を知らない限りは、合理的な配慮はできないと思うので、その障がい特性をいかに判断するか。ということですね。子どもの場合は、学校教育の中でそういった機会がありますが、就労後や大人になるまで診断を受ける機会がなかった人が、社会に出て初めて困ったことになる、ということが起こり得るので、きちんと診断の機会を得ることは必要になってくるかと思います。

その他、「重度障がい者」の定義について、国が示しているものだとは思いますが、強度行動障がい、高次脳機能障がいと医療的ケアが必要な障がい者はまったく別物ですので、それは配慮していただきたいです。

事務局

ありがとうございます。計画推進の際には、留意して推進していきま

す。

阿部議長  
委員

他にご質問等ございますか。

松山市で相談支援員をしてきました。相談支援は、本当に支援への入り口になります。聴覚障がいの方のケースになりますが、聴覚に障がいのある人が相談へ行っても、話が通じなかったケースもありました。その人がどういった配慮が必要なのかについては、専門的な知識が必要になってきます。相談支援についても、その充実に向けてそういった専門的な職種の配置について、具体的にできれば安心かな、と思いました。

阿部議長

ありがとうございます。他に何かございますか。他になければ、「第3期障がい児福祉計画素案」について事務局から説明をお願いします。

事務局

資料56ページをお願いいたします。

(1) 障がい児支援の提供の整備等について、児童発達支援センターは令和2年度に伊予市に1か所設置済みでございます。国の指針では、各市町村又は圏域に1か所以上設置するとなっておりますので、今後も目標設定は1か所以上と設定し、今後も支援を続けていきたいと思っております。

また、保育所等訪問の支援については、児童発達支援センターで実施することとしておりますので、このまま維持・継続してまいります。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイ事業所の確保につきいて、確保はできておりますので維持・継続していきたいと考えております。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置について、伊予市自立支援協議会が協議の場となっております。必要に応じて協議の場を持っていきたいと考えております。

医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置について、伊予市の保健センター、福祉課、こども家庭センターに人員を配置しております。今後、医療的ケア児の学校・保育所等の通学に関する協議の際には、コーディネーターと支援の方法を模索していきたいと考えております。

ジャパンインターナショナル総合研究所

第3期計画の目標値の設定について説明します。障害福祉サービス同様、実績の伸び率等を勘案しながら数値の方を算定しております。

児童発達支援、放課後等デイサービスについてはこれまでも利用が伸びてきているサービスですので、第3期計画においても同様に伸びる形で数字が出ております。

医療的ケア児に対するコーディネーター配置については、4人の設置を数値として挙げております。

(3) 発達障がい者等に対する支援について、こちらは今回新しくこの計画で掲げる内容となっており、概要としてはペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施者数として保護者と支援者の人数を目標に設定しております。また、ペアレントメンターの人数についても令和6年から令和8年の数値を計画の方に記載しております。

阿部議長  
委員  
事務局

ただいまの説明について何かご質問等ございますか。

医療型児童発達支援の見込みの根拠はありますか。

医療型児童発達支援については、これまで実績がないサービスではありますが、今後の見込みとして、利用があった場合を想定して計上しています。ただ、これはあくまでも見込みであるので、実際には変わってくるわけではありません。

委員

実態として変わってくるといこうことで理解しました。あと、計画を作る際には国の方針等があるため、どの市町も似たようなものになってくるのかなと思いました。あと、発達障がい者への支援についての位置づけはここでいいのでしょうか。発達障がい、自閉スペクトラム症の方は、支援者が居らず、高齢になってご家族が日々の暮らしに非常に困っている現状がありますので、ペアレントメンターだけでは解決できない現状もあるので、事業者がもっと具体的に支援できることなどが書いてあるとありがたいな、と思いました。

事務局

ありがとうございます。ペアレントメンター、発達障がいに関する支援の目標設定については、国の指針に沿って記載しています。ただ委員のご意見の通り、発達障がい者への支援はペアレントトレーニング等にとどまらず、その先もずっと続いていくもので、最終的には強度行動障がい等にもつながっていくかと思えます。国の指針では、人材の確保についても現時点ではそこまでは触れられていないので、計画への記載が少し曖昧になってしまうのですが、今後は市でも模索しながら考えていきたいと思っています。

委員 発達障がいについては幅が広く色々あります。病院や療育センターに通う子もいます。ただ、最初にあった保育園・幼稚園における気になる子というのは、判断基準が親なのか、医師なのか、日々接している者なのか、で基準が明確ではない中、色々周囲の支援者がやっていますので、ペアトレ等だけでは少し寂しい気がしました。国の指針なので仕方ないことは分かるのですが、昔、特殊教育が特別支援教育に替わった際に、重度の障がい児の親はすごく不安になりました。すべてを一緒にしているのかと。同じ障がいであっても、個別に対応が必要なこともあるので、そこを考慮してほしいと思いました。

事務局 ありがとうございます。数値目標として記載する内容としては、この部分のみになってしまいます。ただ発達障がいも幅広く、日々情勢や法律も変わってきています。伊予市としてもそうした動向を踏まえていきたいと思っています。

委員 今、話にあった発達障がいへの支援については、おそらく乳幼児期の就学前になるかと思います。その場合は、福祉に限らず、保健や教育等の多岐に渡る支援が必要になるなかで、今回は福祉計画としての扱いになるので、表記としてはこれで良いかと思います。障がい児支援については、しっかりと関係機関同士のつながりを認識しなくてはいけないと思っています。そのために、市が作成しているリレーファイル等のツールを上手く活用していくことが必要です。関係機関の横のつながり、連携が重要だと思っています。

委員 当事者としての意見ですが、計画の数値は抽象的でありイメージできないのですが、私の子どもが学校で支援を受けていた頃は、マンツーマンで手厚い支援がありました。ただ、今は障がい児も何倍にも増えています。それでも、支援が必要な子どもには、福祉、教育、医療関係の皆さんが協力して、手厚い支援をしてもらいたいと思いました。

議長 ありがとうございます。他になければ、意見交換に移ります。何かご意見ありますか。

委員 この場で相応しいか分かりませんが、やはり災害時に一番困る人は障がい児・者を含めた方です。平時の場合の支援については、今計画に書いている内容で良いかと思います。ただ、災害時の対応については、計画に書いていなくていいのか、と思います。非常時を常に想定することが大事だと思っているので、もう少し踏み込んだことが計画にあっても良いかと思います。

事務局 防災関係が絡んできますので、障がい福祉計画としては盛り込むことが難しい所がありますが、重点取組の所にも防災については触れていま

す。危機管理課とも協議しながら、福祉課サイドとしてできることを考えていきたいと思います。

委員 事業所調査の方で、人材の確保が課題だという回答がありました。これは大きな課題だと思っていますが、こちらについてはどうお考えですか。

ジャパンインターナショナル総合研究所

福祉人材の確保については、伊予市に限らず全国的にも深刻な課題であるとの認識です。国でも障がい分野に限らず、多様な人材の確保や業務改善への取り組みへの支援を進めています。まずはそういった制度を活用しながら、人材確保につなげていくことが重要かと思います。あとは従業員が確保できても定着するのが難しい、という面もあるかと思えます。そこは報酬改定等の動向も見ながら、支援していくことが必要なのかと思っています。

委員 一般就労への移行についての成果目標で、在宅就労なども含めた細かいところまでは目標にされていないのですか。あとB型や障がい児の事業所はすごく増えてきていると思うので、そこらへんも考慮されているのか知りたいです。

事務局 在宅就労の内訳については含んでいません。在宅就労が必要な場合もあるかと思いますが、できるだけ社会に出る、という側面からも、事業所に出向いて、人と接する機会を持ってもらいたい、という思いもあります。また、事業所についても近隣では松山市に多くの事業所があるので、伊予市外の事業所を利用している人も多くいます。ただ、その数を出していないのは、市内外問わず、利用者本人にマッチした事業所を選択していただきたいと思っていますので、数値としては分けて記載していません。

阿部議長 就労選択支援については、令和7年10月から開始されるなかで、まずは就労継続B型の利用者からスタートとなっています。その他のサービスも順次拡大していくなかで、利用にあたっては、計画相談支援を受け、就労選択支援を受けて、また利用計画を作る、となると相談支援事業所への負担が大きいなと感じました。アセスメント実習が就労選択支援に移行するイメージでありましたが、今現在サービスを利用している人も対象になるとのことで、すごい量になるのではと思いました。実際はまだ始まっていないので、今後検討されていくのかなと思います。

では、他にご意見はありますか。

委員 就労支援については、様々な選択肢があつて良いなと思いました。ただ、支援者の不足となると、ヘルパーサービスについては考えていかないと



いけないと思います。ヘルパーサービスは、他の市町にも事業所があるから、そこで賄えるという想定のままではいけないと思います。やはり、どの事業所もヘルパー不足で、利用をお断りする場合は、移動距離の関係で他の市町の利用者から断っていく可能性もあります。ヘルパーサービスを利用する方からすれば、サービスを断られるのは死活問題です。それが人口流出の一因にもなりかねないと思います。そうならないためにも、市内の事業所への支援も必要になりますし、介護保険分野とも一緒に考えていってほしいと思います。伊予市は双海地区や中山地区と市域も広く、それぞれ特徴があるとは思いますが、我が町のことになると待ってられないことも多いです。例えば、市単独の助成事業など、そういった魅力のある新たな支援があれば良いなと思いました。

委員 先委員のご意見のとおり、ヘルパー事業所がなく、計画相談で継続の事業所を探すのも本当に苦労しているのが現状です。先ほど事務局より、伊予市では在宅就労ではなく、なるだけ通所に重きを置いているとの回答でしたが、どうしても通所ができないひきこもり状態の方の中にも、何か就労の機会があれば、という方もいます。他の市町でも在宅就労を利用している人もいますので、もう少し在宅就労の間口を広げてもらえるとうれしいと思いました。

阿部議長 ありがとうございます。他にご意見がなければ、事務局より次回の審議会について説明をお願いします。

事務局 第3回目の審議会を開催するかどうかご審議いただきたいです。

第3回目は開催しないことで承認される。

事務局 それでは、今日のご意見を持って計画の最終調整を行い、審議会を代表して会長に市長への答申を行っていただきます。2月に意見公募、パブリックコメントを実施した後、県との協議、そして最終調整を行い、策定という運びとなります。以上でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

阿部議長 ありがとうございます。以上で、議題協議を終了させていただきます。これをもちまして、議長の職を解かせていただきます。ご協力どうもありがとうございました。

事務局 阿部会長様、議事進行誠にありがとうございました。また、長時間にわたる慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、第2回障がい者福祉計画策定審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

午後 4 時45分 閉会